

★税制改正で相続税はどのくらい増税になるの？

平成25年度税制改正法案が3月末に可決・成立し、いよいよ平成27年1月1日以後の相続で相続税の増税が決まりました。お客様との面談の中で、具体的な増税のイメージがなかなかつかめないという声をお聞きします。そこで、今回は課税価格（基礎控除前の金額）別相続税の早見表（改正前後の比較表）をご案内いたします。早見表を活用いただき、今回の改正に伴う増税イメージを正しくお持ちいただき、今後の相続対策検討の一助にさせていただけると幸いです。具体的なご相談等ございましたらお気軽にお声がけください。（長掛栄一）

◎相続税額早見表＜税額は財産を法定相続分で相続した場合の金額です＞

1. 相続人が配偶者と子供の場合（税額は配偶者の税額軽減後の金額）（金額：万円）

税額 課税価格	子供1名		子供2名		子供3名	
	現行	H27.1.1～	現行	H27.1.1～	現行	H27.1.1～
5,000万円	0	40	0	10	0	0
7,000万円	0	160	0	113	0	80
1億円	175	385	100	315	50	263
2億円	1,250	1,670	950	1,350	813	1,218
3億円	2,900	3,460	2,300	2,860	2,000	2,540
5億円	6,900	7,605	5,850	6,555	5,275	5,963
7億円	11,050	12,250	9,900	10,870	8,825	9,885
10億円	18,550	19,750	16,650	17,810	15,575	16,635
20億円	43,550	46,645	40,950	43,440	38,350	41,183

2. 相続人が子供のみの場合（金額：万円）

税額 課税価格	子供1名		子供2名		子供3名	
	現行	H27.1.1～	現行	H27.1.1～	現行	H27.1.1～
5,000万円	0	160	0	80	0	20
7,000万円	100	480	0	320	0	220
1億円	600	1,220	350	770	200	630
2億円	3,900	4,860	2,500	3,340	1,800	2,460
3億円	7,900	9,180	5,800	6,920	4,500	5,460
5億円	17,300	19,000	13,800	15,210	11,700	12,980
7億円	27,300	29,320	22,100	24,500	19,700	21,240
10億円	42,300	45,820	37,100	39,500	31,900	35,000
20億円	92,300	100,820	87,100	93,290	81,900	85,760

3. 相続人が配偶者と兄弟姉妹の場合(税額は配偶者の税額軽減後の金額)

(金額:万円)

税額 課税価格	兄弟姉妹1名		兄弟姉妹2名		兄弟姉妹3名	
	現行	H27.1.1~	現行	H27.1.1~	現行	H27.1.1~
5,000万円	0	24	0	6	0	0
7,000万円	0	101	0	76	0	51
1億円	109	252	68	213	30	182
2億円	803	1,089	705	999	615	924
3億円	1,868	2,183	1,688	2,016	1,572	1,936
5億円	4,208	4,757	3,840	4,422	3,638	4,247
7億円	7,058	7,607	6,540	7,122	6,195	6,831
10億円	11,333	12,119	10,680	11,457	10,245	11,046
20億円	26,130	28,153	24,930	26,964	24,278	26,230

4. 相続人が兄弟姉妹のみの場合

(金額:万円)

税額 課税価格	兄弟姉妹1名		兄弟姉妹2名		兄弟姉妹3名	
	現行	H27.1.1~	現行	H27.1.1~	現行	H27.1.1~
5,000万円	0	192	0	96	0	24
7,000万円	120	576	0	384	0	264
1億円	720	1,464	420	924	240	756
2億円	4,680	5,832	3,000	4,008	2,160	2,952
3億円	9,480	11,016	6,960	8,304	5,400	6,552
5億円	20,760	22,800	16,560	18,252	14,040	15,576
7億円	32,760	35,184	26,520	29,400	23,640	25,488
10億円	50,760	54,984	44,520	47,400	38,280	42,000
20億円	110,760	120,984	104,520	111,948	98,280	102,912

相続税の増税を踏まえ、相続対策のひとつとして「生前贈与」を検討される方が増えています。その中で、一年間にどのくらい贈与する(贈与を受ける)ことが可能かとのご質問も多く受けます。皆様の財産額に対する大まかな相続税の負担率が確認できれば、それより贈与税負担の少ない範囲での贈与を検討することができます。

ぜひ一度皆様の保有財産と相続税負担を把握されることをおすすめいたします。

$$\text{相続税の負担率} = \frac{\text{相続税額(配偶者の税額軽減前)}}{\text{課税価格(財産-債務)}}$$

今後のOSA通信では、平成25年度税制改正重要項目の解説や相続対策の考え方などについても触れていきたいと考えています。

引き続きご愛顧のほどお願いいたします。